

教育訓練規程

第1条（準拠規程）

この規程は、就業規則第12章に基づき、株式会社チップス（以下会社という）の従業員の教育訓練に関する事項を定めるものである。

第2条（教育機会）

会社は従業員の自主性を尊重し性別・年齢・学歴等にかかわらず機会均等に教育訓練の場を与えることとする。但し、必要に応じて年齢・職位・職種に区分してこれを行うことがある。

第3条（目的）

会社は従業員が職務を遂行するために必要な知識・技術・技能を修得するために教育訓練を実施するものとする。

第4条（実施）

会社は従業員に対して前条による教育訓練を社内で実施するにとどまらず、必要に応じて社外での講習を受講させることがある。

第5条（対象者）

この規程による教育訓練の対象者は就業規則第2章に定めるところにより採用された全従業員とする。但し、臨時・嘱託その他の特定の従業員についてはこの限りではない。

第6条（権利義務）

従業員は会社が行う教育訓練を公平に受講することができる。また、従業員は会社の実施する教育訓練について正当な理由なくこれを拒むことはできない。

第7条（教育訓練体系）

教育訓練の実施は次の通りに区分してこれを行う。

- ① 新入社員教育
- ② 情報セキュリティ管理教育
- ③ システム構築訓練
- ④ 管理職育成教育
- ⑤ 安全衛生教育

第8条（新入社員教育）

会社が新たに従業員を採用したときは速やかに次の事項について教育を実施する。

- ① 就業規則その他諸規程
- ② 個人情報保護に関する基本方針
- ③ コンプライアンスに関する事項
- ④ ビジネスマナーに関する事項
- ⑤ その他業務上必要な事項

第9条（情報セキュリティ管理教育）

会社は従業員に会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に関し、職務遂行上遵守すべき事項の教育を実施する。

第10条（システム構築訓練）

会社は従業員のシステム構築能力を向上するための教育を実施する。

第11条（管理職育成教育）

会社は従業員が管理職として従事するための業務遂行上必要な教育を実施する。

第12条（安全衛生教育）

会社は従業員に対する安全衛生についてを次の事項について教育を実施する。

- ① メンタルヘルス予防に関する事項
- ② 整理整頓及び清潔に関する事項
- ③ 事故災害時に関する事項

第13条（勤務取扱）

会社が実施する教育訓練は就業規則第7章に定める所定労働時間内に行うものとし賃金その他の諸条件については通常勤務したものと同じ扱いとする。

所定就業時間外に教育訓練を実施するときは賃金規程第8章に定める時間外手当を支給する。但し、教育訓練の受講が従業員の任意とされる場合はこの限りではない。

第14条（訓練費用）

教育訓練の実施に必要な費用は会社がこれを負担する。

第15条（研修旅費）

教育訓練に要する旅費は旅費規程に定めるところによる。但し、会社が個別の研修ごとにその旅費等について定めたときはこの限りではない。